

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する 懇談会ヒアリング資料



平成18年2月1日
ソフトバンク株式会社

1. 結論

通信業界の構造改革

NTT再再編／NTTの垂直分離を提言

加入者回線を光化し、
ユニバーサルサービスへ

2. キーメッセージ

全国民に平等で安価なブロードバンド回線を提供

(1) デジタルディバイドの解消

全国100%光回線
実現の必要

(2) 光回線の普及促進

共通インフラ基盤上での
真の競争促進

「ユニバーサル回線会社」による
6000万回線光化

実現

- ① 100%光ブロードバンドインフラ基盤
- ② 競争事業者間イコールフッティング

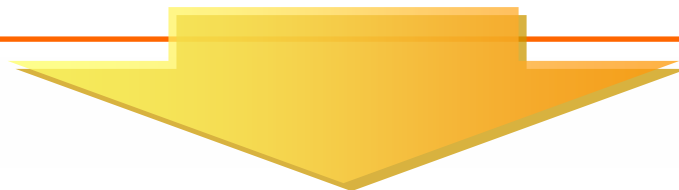
3. 目指すべき方向

(1) IT新改革戦略（平成18年1月19日公表）

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使える
デジタル・ディバイドのないインフラの整備 —ユビキタス化の推進—

1. 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
2. 2010年度までに現在の100倍のデータ伝送速度を持つ移動通信システムを実現する。
3. 2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタル放送への全面移行を実現する。

（【出典】 IT戦略本部、「IT改革戦略」（平成18年1月19日））



ソフトバンクグループは、本政府方針に賛同します

4. ブロードバンド普及の現状

DSL市場

「世界一低廉なブロードバンド大国を実現」

- (1) 基盤インフラ(メタル回線)が整備されていたため
- (2) 設備開放により、サービス競争が進展したため

※ただし、種々の不公正が存在(別添資料)

FTTH市場

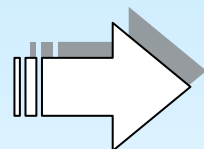
光回線では、

- (1) 競争が進んでいない
- (2) 整備地域が限定される

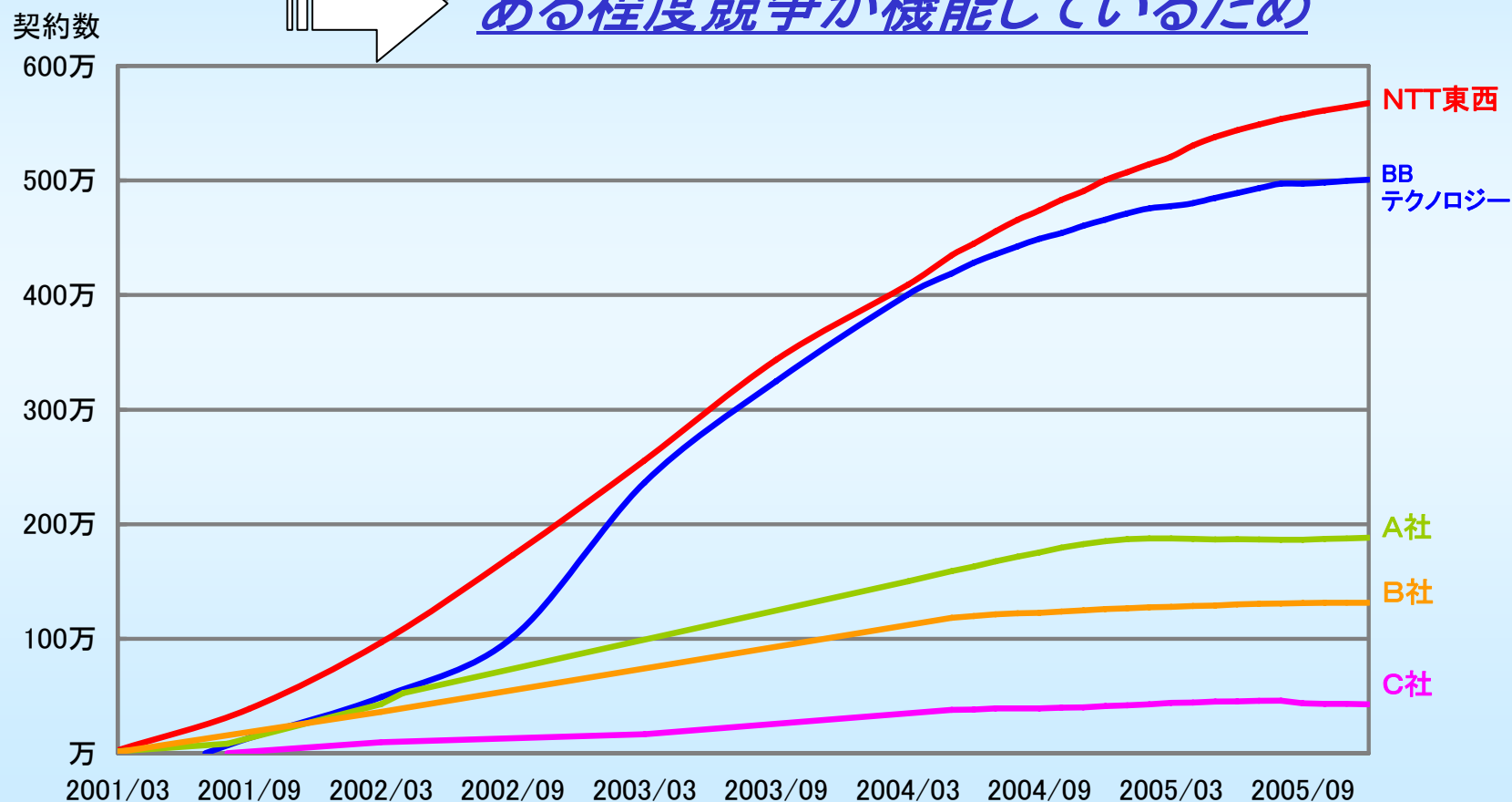
次世代ブロードバンドを、全国民に平等・安価に提供できるか？

ADSL累積加入者数推移

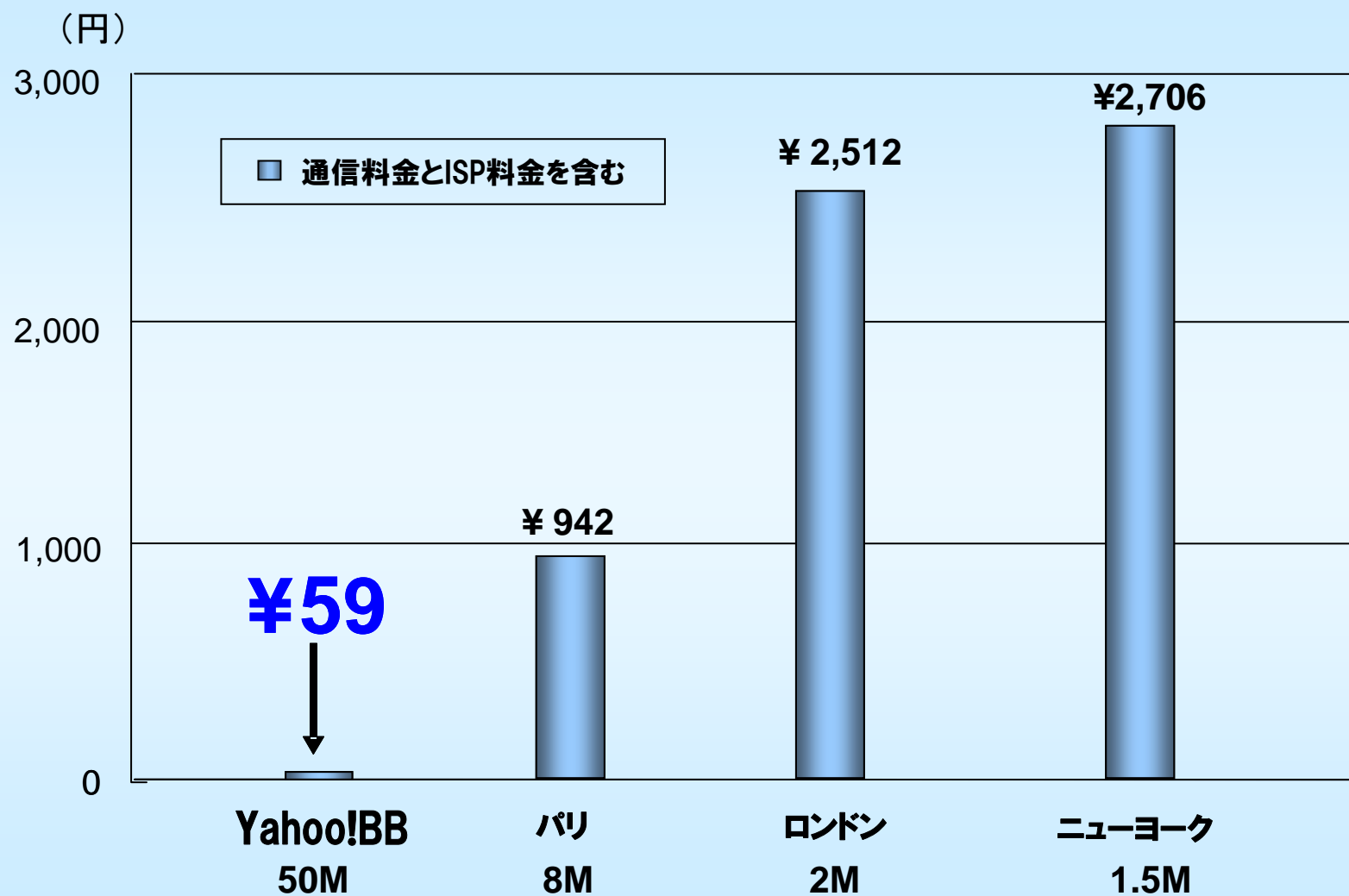
ADSL市場では、NTT東西のシェアが4割程度で推移



ある程度競争が機能しているため

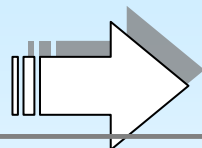


ADSL - 1Mbpsあたりの料金

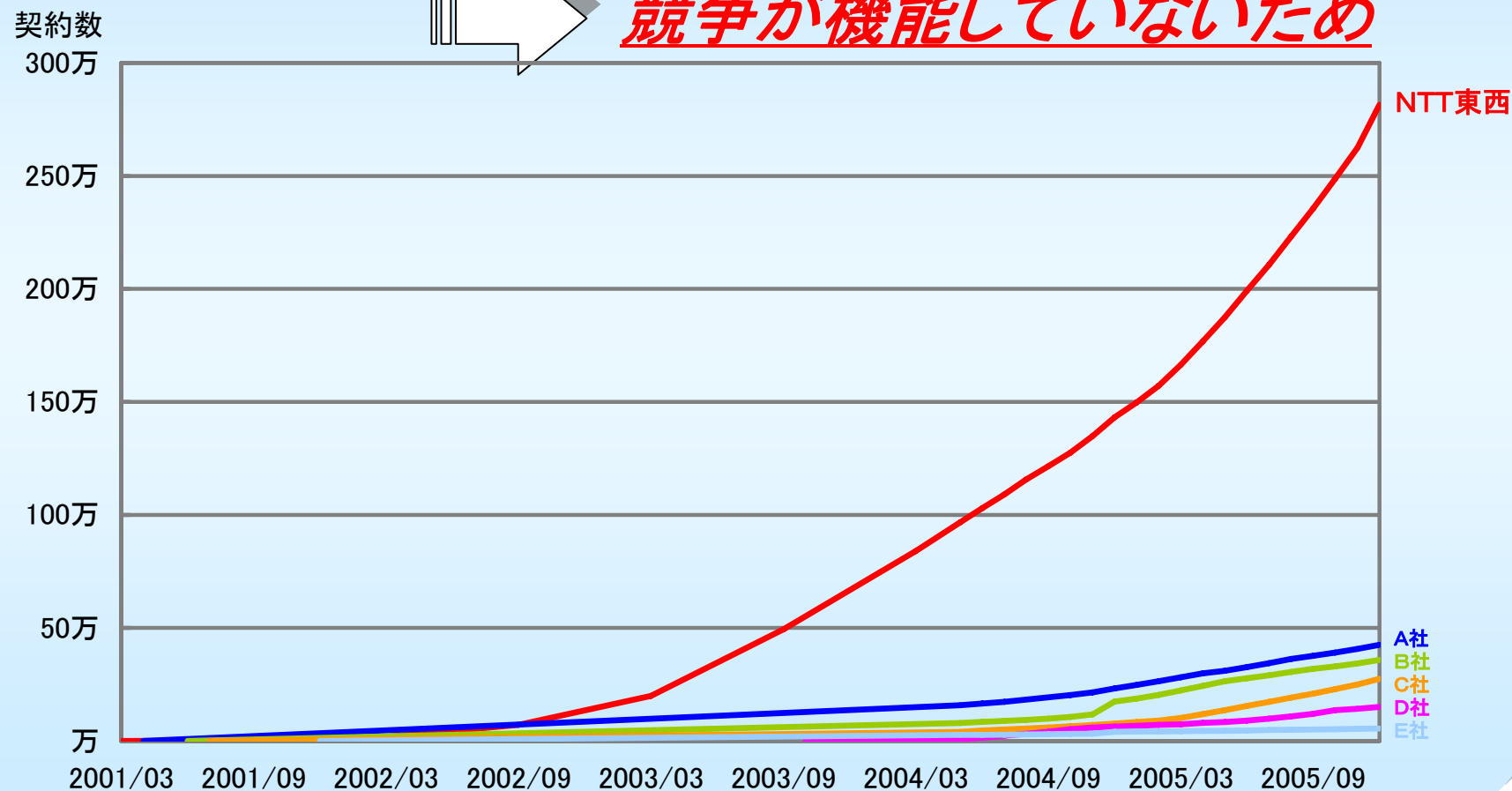


FTTH累積加入者数推移

FTTH市場は、NTT東西の一人勝ち

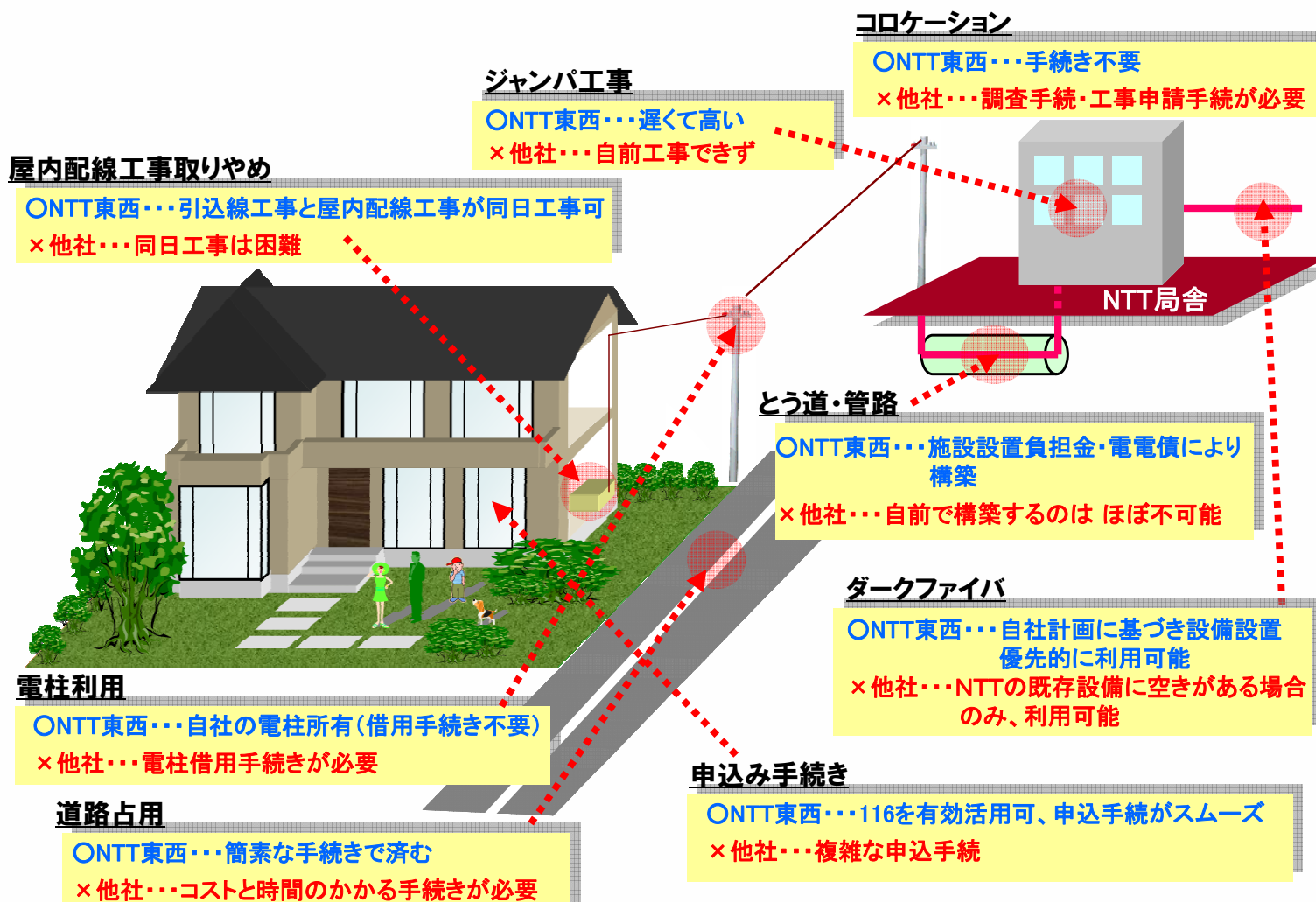


競争が機能していないため



5. 新規事業者の自前光回線設置は事実上不可能

現状では、光回線の公平な競争は事実上不可能



6. NTT光回線の利用による競争も困難（シェアドアクセス）

現状では、光回線の公平な競争は事実上不可能

<理由>NTTに圧倒的優位性が存在

(1) 情報の非対称性

- ① 光ファイバ施設計画は非公開
- ② 加入者情報利用は不平等

(2) 手続きの非対称性

- ① コロケーション等の利用手続きは不平等
- ② その他工事手続きは不平等

(3) 収容効率が上がらない限り、接続料金が低下しない

（同一配線ブロックに複数ユーザの収容が必要なため）

7. NTTによるデジタルディバイドの解消は可能か

NTTによるデジタルディバイドの解消は困難

(1) NTT中期経営戦略

「光サービスを2010年度には3,000万のお客様に」



NTTは、コストメリットの存在する場合のみ整備

(2) ユニバーサル回線会社 (民間企業)

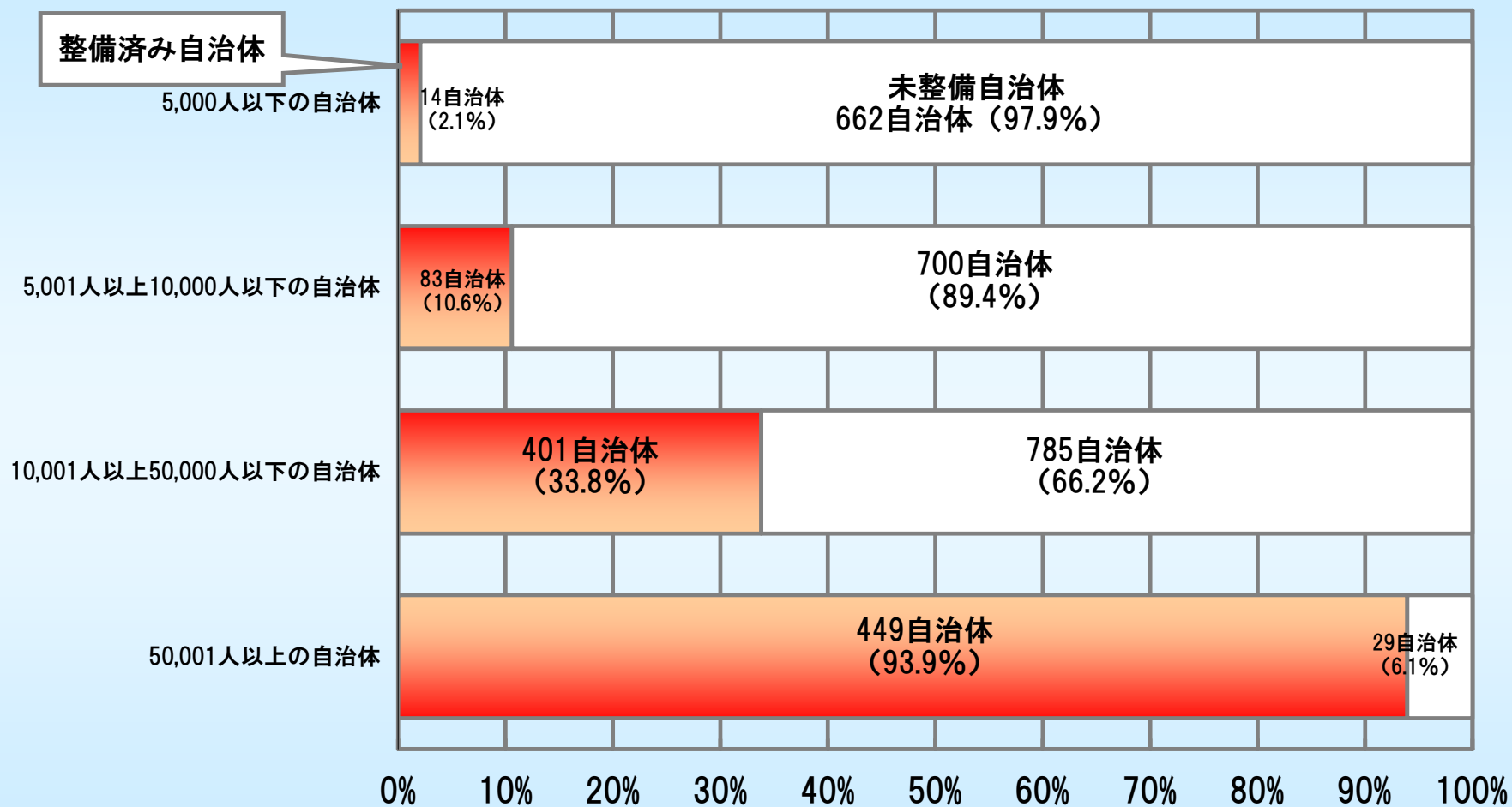
「光サービスを6,000万のお客様に」
(メタル回線と同規模)



全地域、平等な形での光回線整備が必要

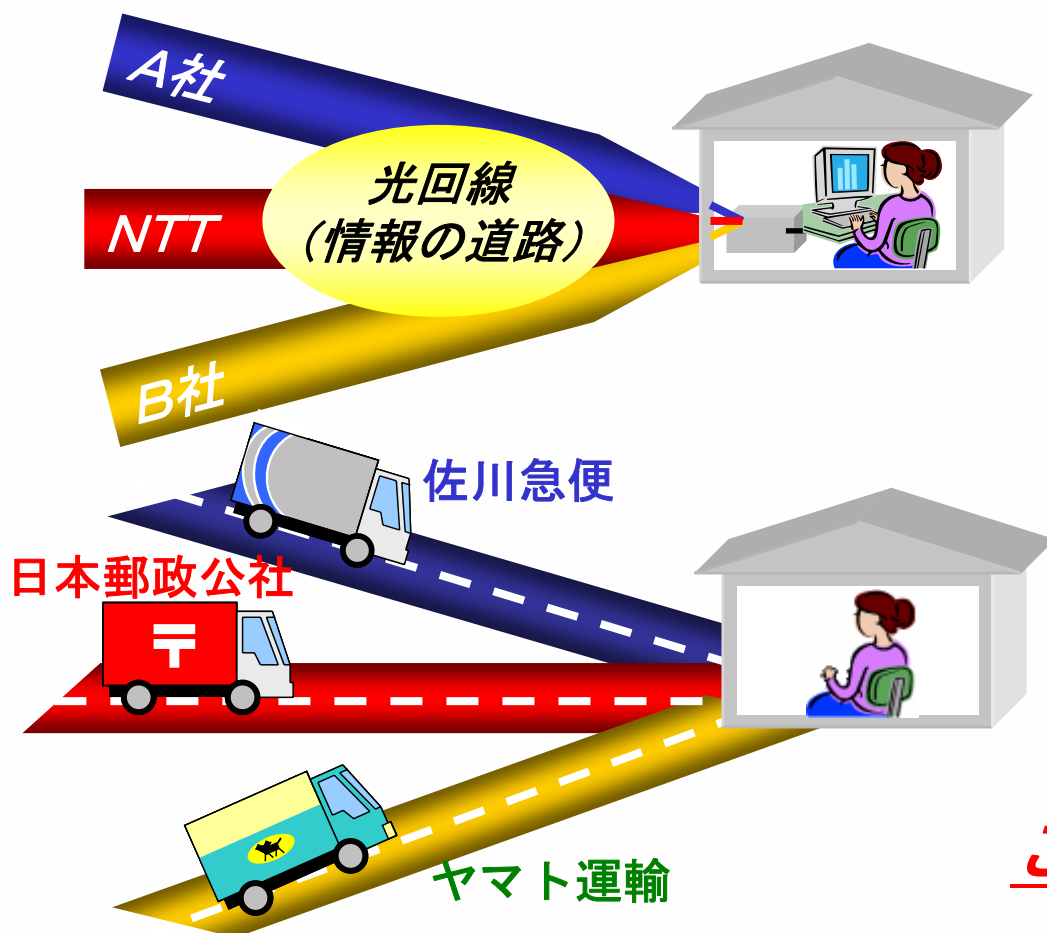
3,000万回線
格差

現在の光回線設備整備状況(人口規模別)



8. 設備競争による光回線普及促進は可能か

通信事業者がそれぞれ光回線を引き込むことは、
宅配事業者がそれぞれ道路を引き込むことと同じ



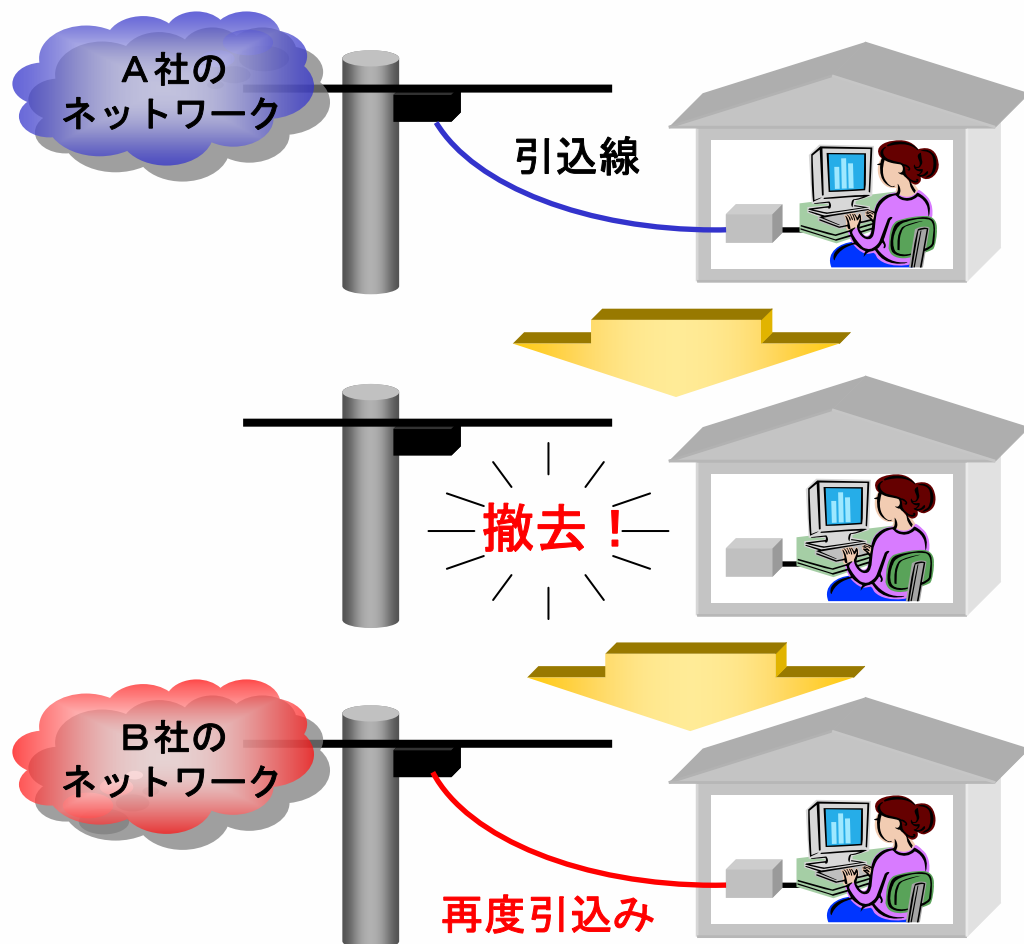
(1) 事実上、通信事業者それぞれが、光回線を設置

(2) 宅配事業者それぞれが、道路を設置

これでは投資が進まない

例：複数事業者による光回線引込みの問題点

サービス事業者を乗り換える際に不経済・ユーザ不利益が発生



〈例〉

A社からB社へ光サービスを乗り換える場合

引込線を一度撤去し、再度引込み線を設置

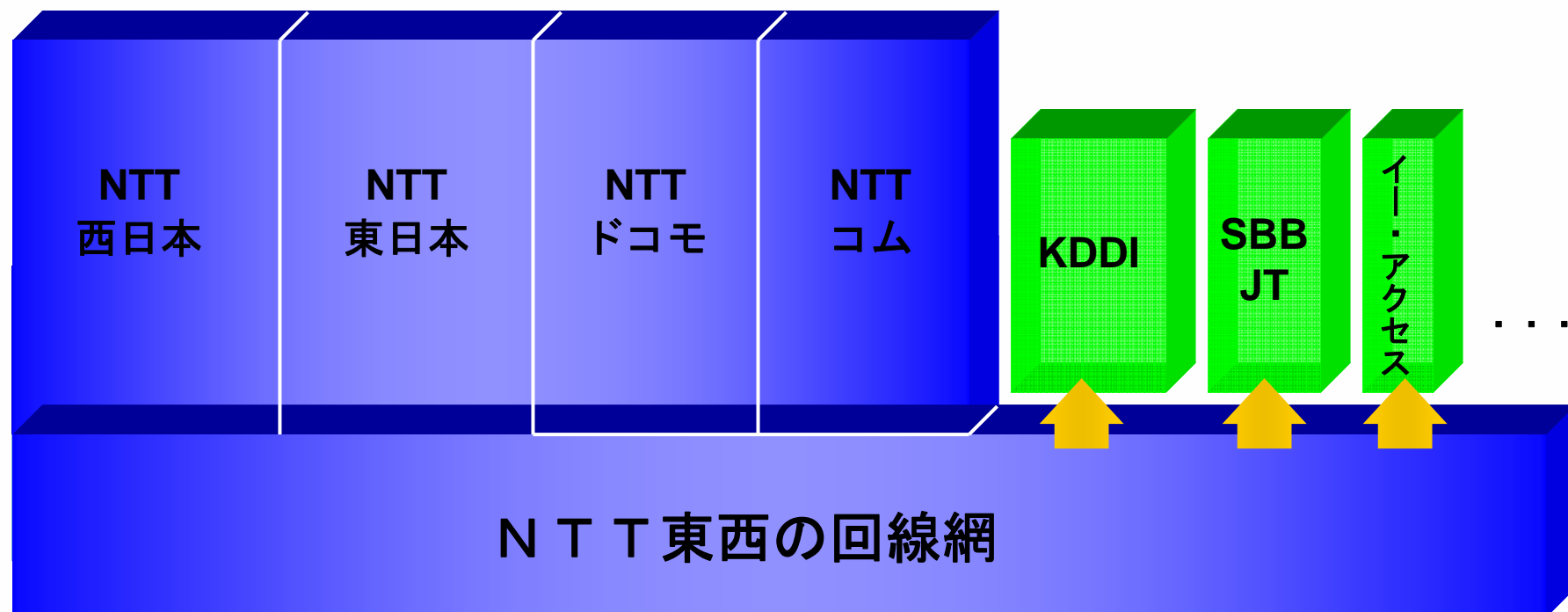
※ 未利用期間中でも、接続料を支払わなければならないため、事実上、光引込線を撤去せざるを得ない

- ① 手続き/コストが不経済
- ② ユーザに不利益

9-1. FTTH普及促進/デジタルディバイド解消のために ①

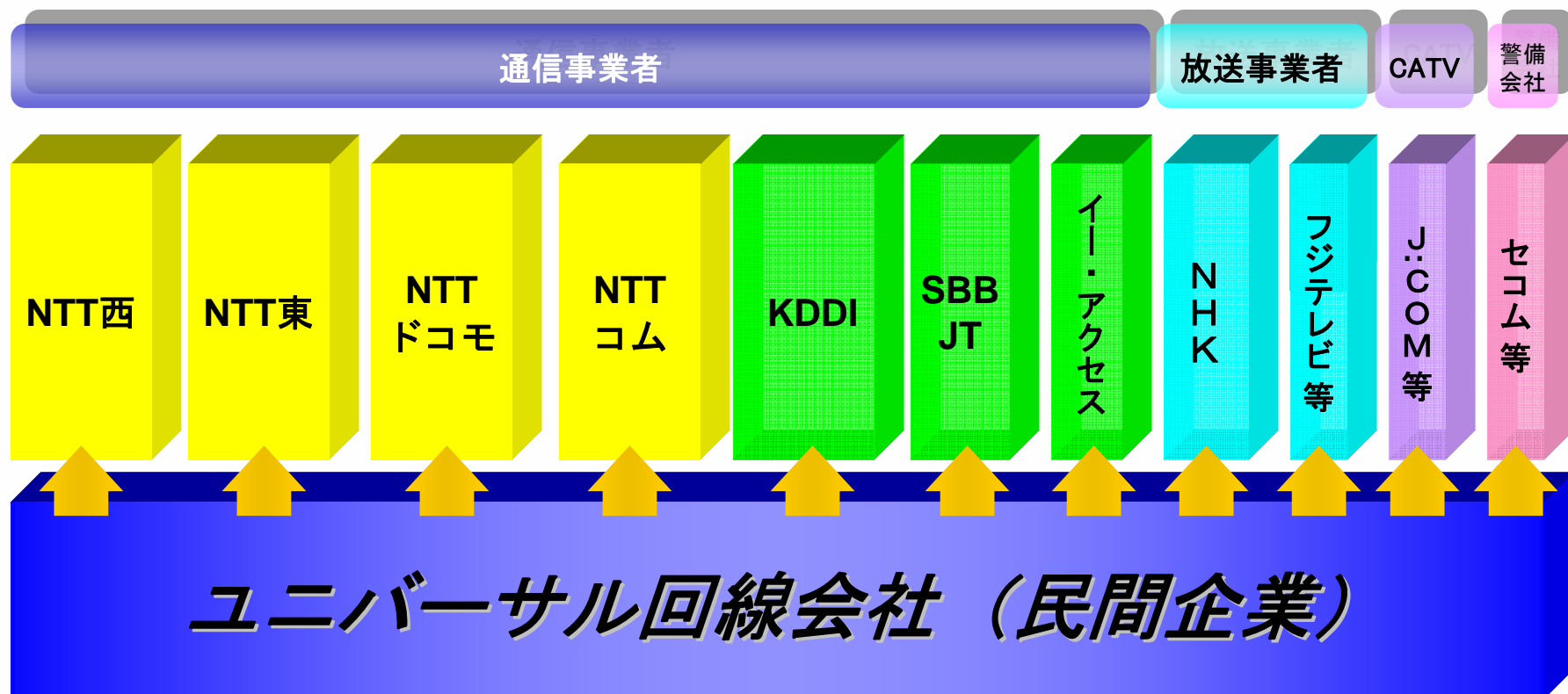
現状、競争事業者は、

NTT東西の回線網との接続によりサービスを提供



9-2. FTTH普及促進/デジタルディバイド解消のために ②

ユニバーサル回線会社(民間企業)による計画的一括整備と
設備開放によるサービス競争が必要



10. ユニバーサル回線会社の要件

- (1) NTT東西から物理回線部分を切り出し、ユニバーサル回線会社(民間企業)を創設
- (2) 完全な「イコルフットイング」(公正な競争)

① 完全なイコルフットイング(公正な競争)

- a) 資本分離 / ブランド分離(NTT東西含む) / 人事権分離
- b) 顧客情報データベースの移管
- c) 事業者向け卸業務に限定(エンドユーザ向けサービスの禁止)
- d) 同じ価格 / 同じ手続き / 同じ納期

② ユニバーサルサービス義務

- a) 光回線について、ユニバーサルサービス義務を課す

③ 民間企業として運用

- a) 政府保証債による資金調達

11. ユニバーサル回線会社(民間企業)による光回線整備

前提

- (1) 5年間で、6,000万回線まで敷設(日本全国)
- (2) 回線光化総投資額 : 6兆円
- (3) 設備減価償却期間 : 20年 ※ 実質的には50年程度は利用可能
- (4) 政府保証債による、投資資金調達 : 20年/年利2%/元利均等償還

試算

20年経過時に元本、金利が完済となる回線単価水準を算出

回線単価月額

光ファイバ1回線/月額 : 約690円

< メタル回線 << ダークファイバ

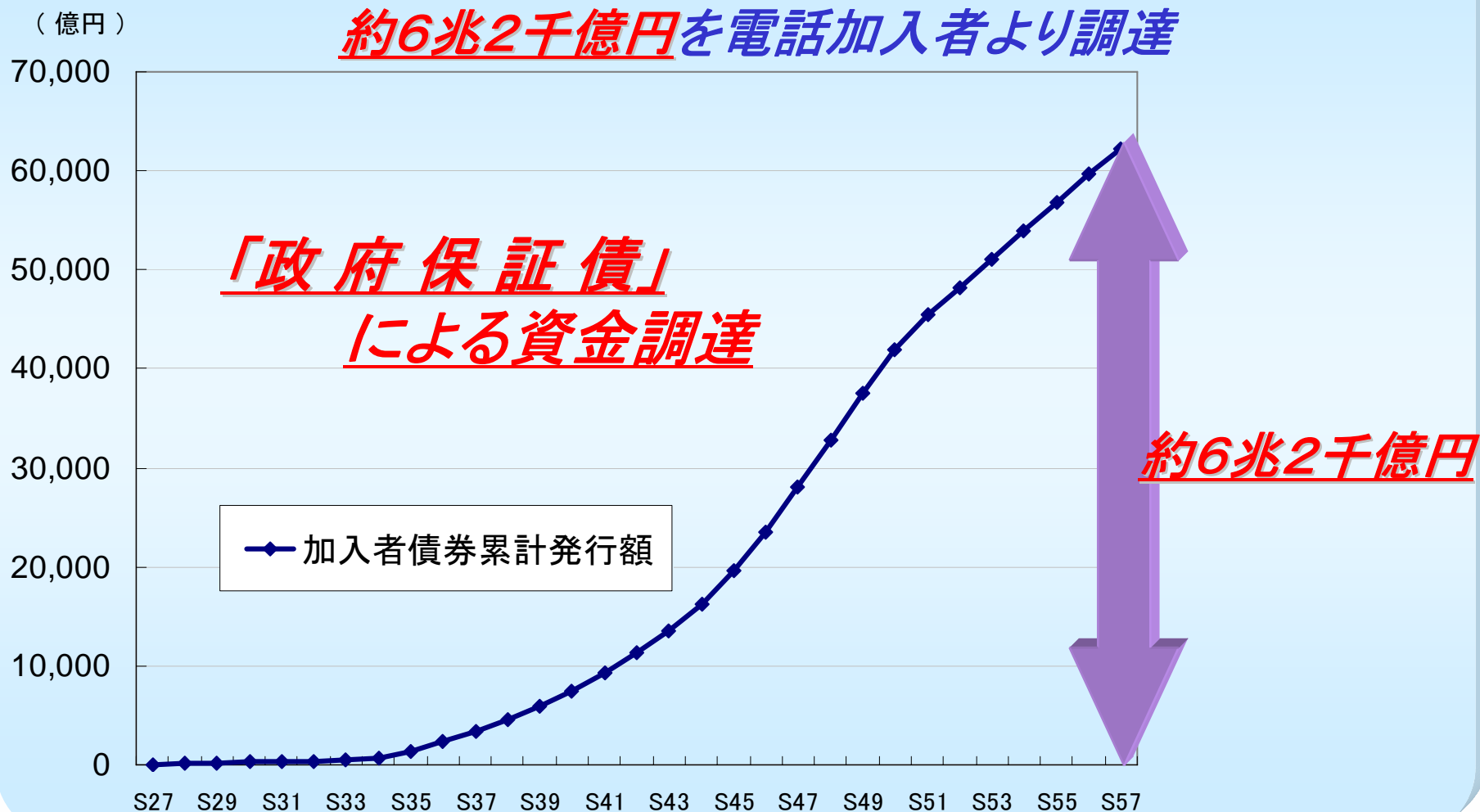
(ソフトバンク株式会社による試算)

結果

6,000万回線光化は、実現可能
メタル回線維持不要(メタル回線維持の方が高コスト)

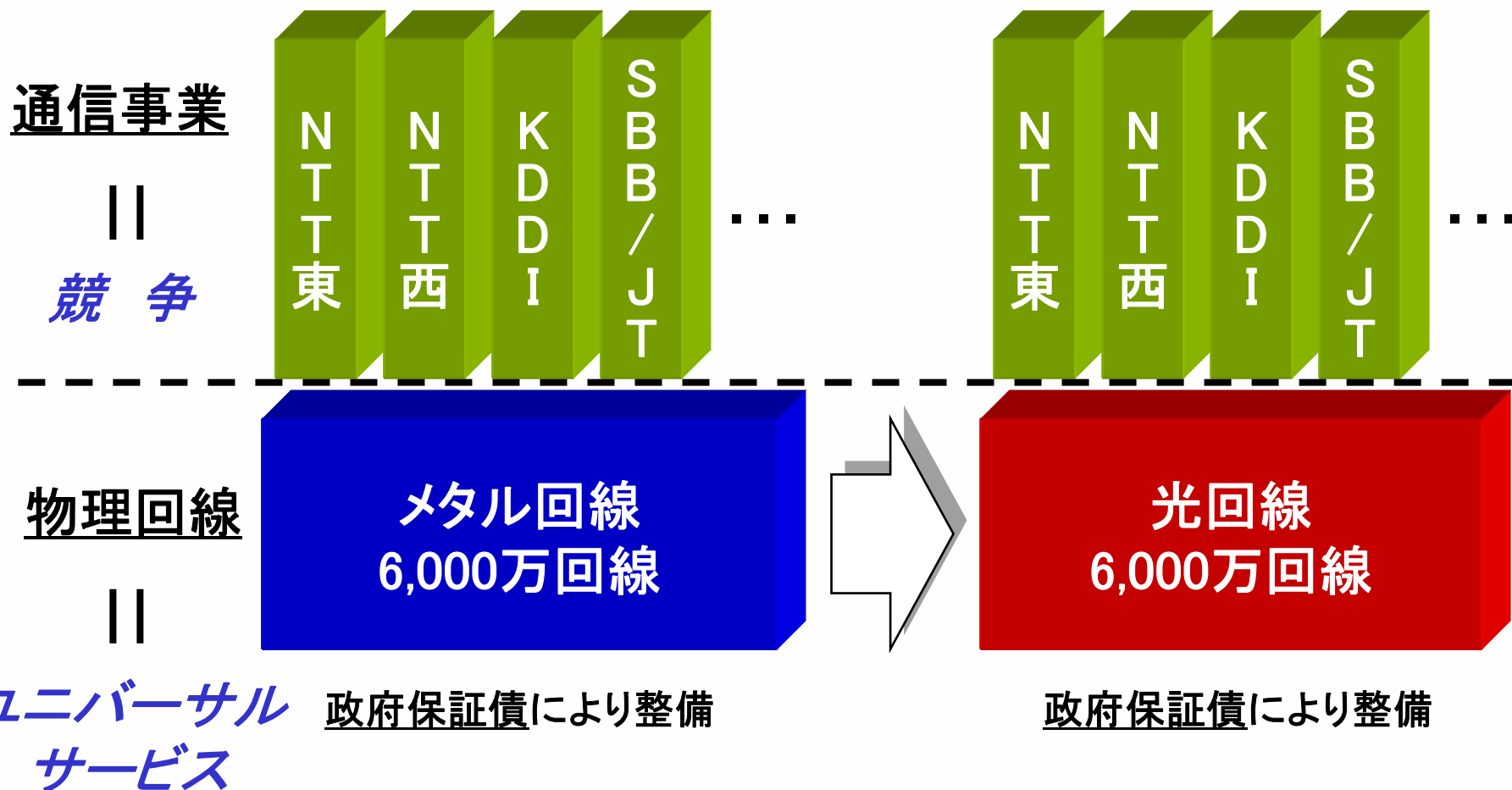
電信電話債券発行額の推移

加入者引受債券の引受義務付けにより、
約6兆2千億円を電話加入者より調達



12. 通信事業競争と物理回線の分離

競争すべきは、物理回線を除いた通信事業分野



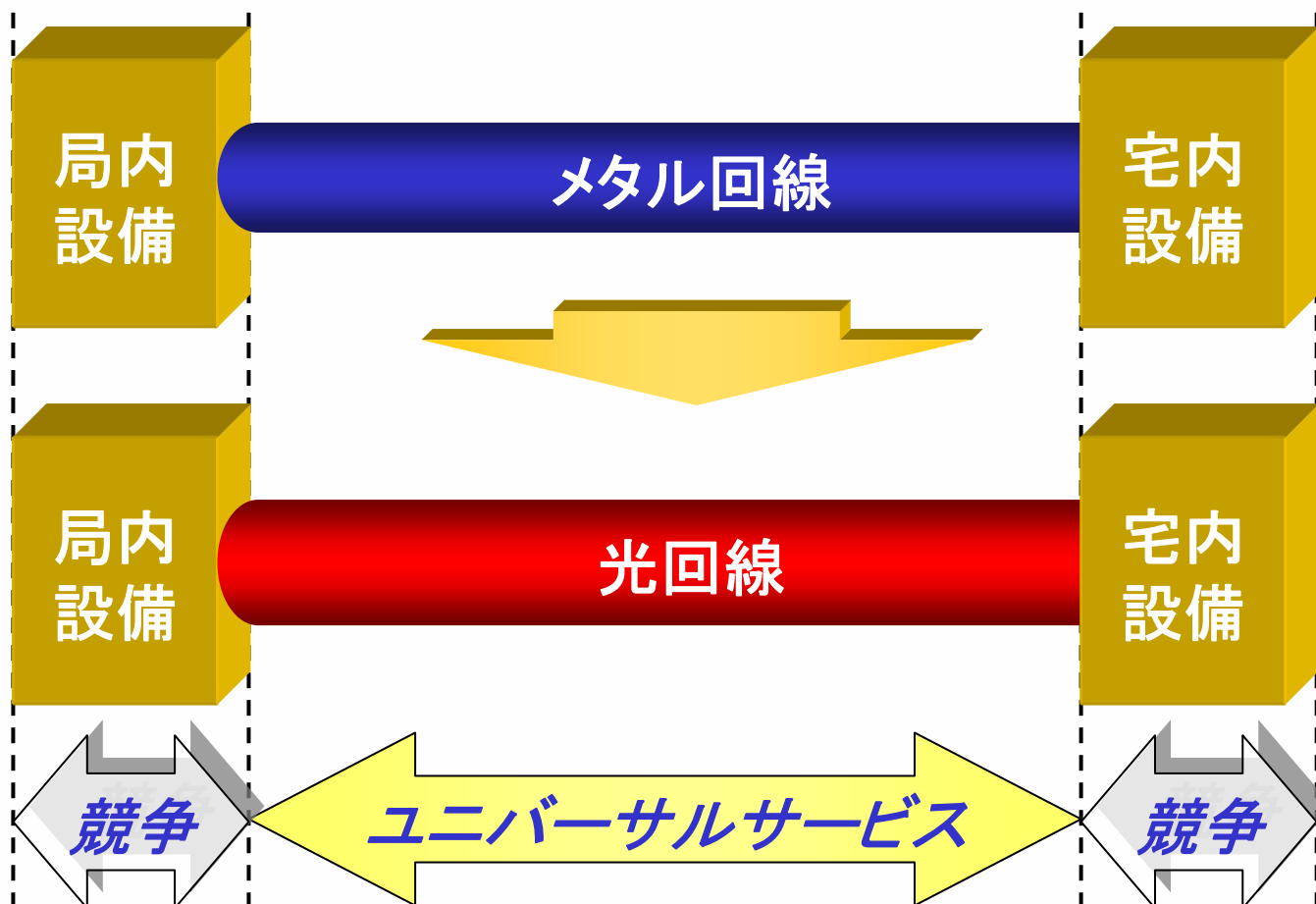
13. 通信事業設備部分には、競争が必要

物理回線ではなく、両端の設備によって競争を行う

通信事業設備

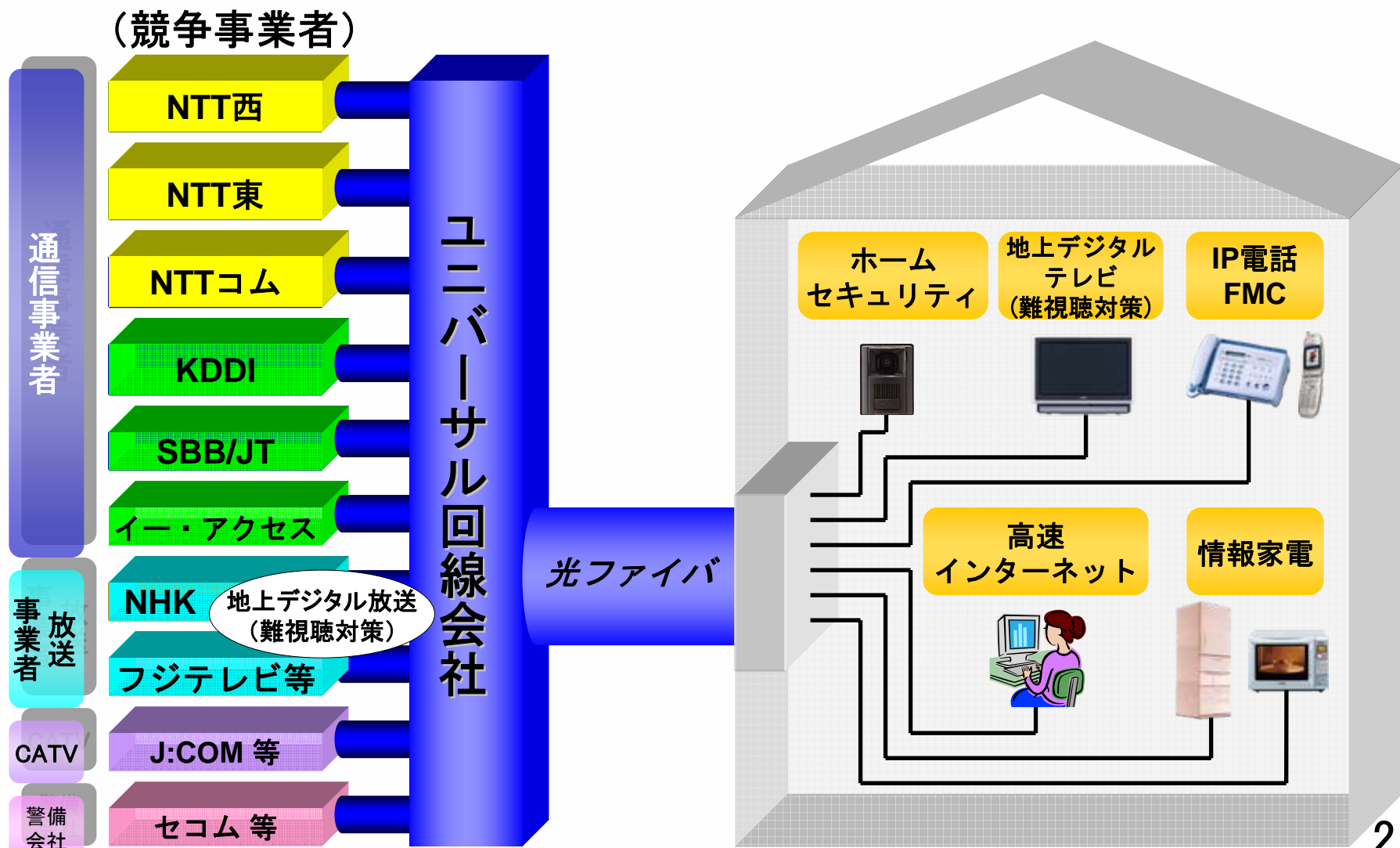
物理回線

通信事業設備



14. ユニバーサル回線会社による、ユビキタス化

光回線を共通インフラとして、ユビキタス社会を実現



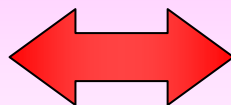
15. ユニバーサル回線会社(民間企業)により実現する社会

1. 通信事業におけるフェアな競争促進
2. 新しい時代の新光ユニバーサルサービス
3. 日本の国際競争力復活



ユニバーサル回線会社(民間企業)による光化

(1) 投資額 : 6兆円



道路整備のケースでは、

78兆円

(新道路5カ年計画)

(2) 資金調達 : 政府保証債

(3) ユニバーサルサービス義務

(4) 利用料金 : 現在の利用料金以下(690円)

※ メタル回線利用料金 : “1366円”

【補足説明資料】

I . 情報の非対称性を示す事例

1. 顧客情報データベースについて

顧客情報データベース等がNTT東西に独占されている

⇒ADSLのサービス提供に際しては、NTT東西に対して、
様々な問い合わせをしなければならない

◆NTT東西が保有していて、接続事業者が必要とする顧客情報や設備情報の例

- ① NTT加入電話の回線名義人
 - ② 光収容か否か
 - ③ 残置メタルの有無
 - ④ 設置場所住所
- ………… など

申込者、及び接続事業者に大きな負担がかかっている

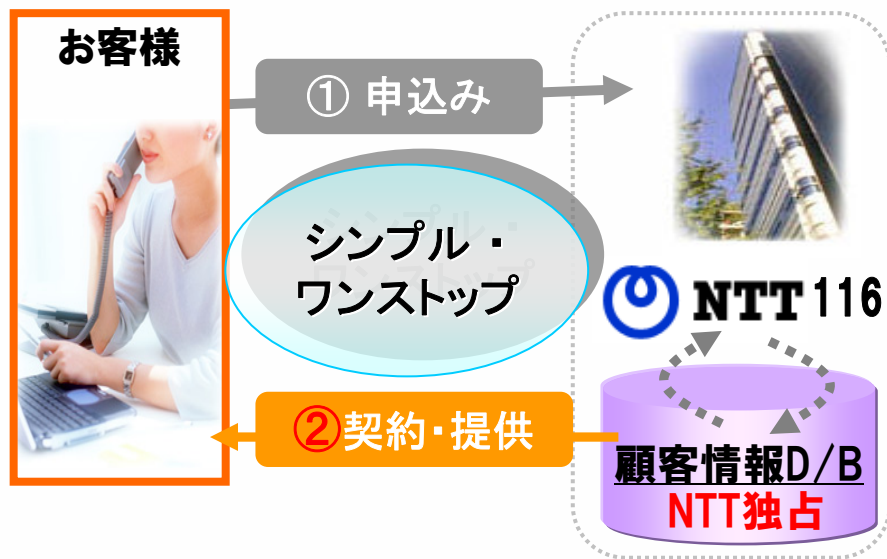
【例】116への問い合わせ段階で発生する様々なトラブルにより、お客様がNTT東西へ何度も確認するケース(申込者が回線名義人で無い場合、名義人がなかなか一致しない等)

- ① 手続き遅延による、開通の遅れ
- ② NTT東西に何度も確認する わずらわしさから、申込みのキャンセルが発生
- ③ 申込み手続き以外にもコスト発生(申込者への追加説明、NTT東西への再申込処理等)

DSLの申し込み手続きフローの比較

＜イメージ図＞

【NTT東西の場合】



【他事業者の場合】



申込み手続きにおける116対応の比較

	項目	NTT東西	おとくライン(JT)
1	工事日時の事前確保	・116問い合わせ時点において、施工業者の工事予定を参照可能 ⇒顧客希望日時の指定・調整が可能	・116問い合わせ時点において、工事枠の空き確認は可能だが、希望日時の 確保は不可 ⇒ 別途申請が必要 (※)
2	NTT局内工事に関する顧客からの(緊急)問い合わせ先	有り (116窓口にて受付)	無し (JTを経由し、NTTへ問い合わせ)
3	NTT局内工事開始時と工事完了時の、ユーザーに対する連絡	有り	無し
4	名義人の確認、及び正誤回答	加入電話の回線追加の場合、116問い合わせで 即時 回答可。	・JT経由(顧客→JT→NTT)かつ、 ・システム入力に対して回答するため、正誤回答まで 3営業日 かかる
5	線路情報の把握	可能 (休止回線等を即時に確認可能)	不可 (線路情報を持っていない)

※ NTT東西以外の事業者サービス利用者が、事業者経由でNTTに工事希望日を提示しても、工事可能か否かの**回答までに、時間【平日工事】4営業日/【休日工事】8営業日**がかかるため、空き確認した時点では空いていても、日程の確保を申請した時点には空いておらず、日程を確保できないことがある

NTT東西の顧客問い合わせ番号として利用されてきた116に 問い合わせを行う際に様々な問題が発生

【問題例】

公正競争上の問題
116による
フレッツ勧誘活動

- (1) 他事業者DSLサービスの申込みにおける名義人確認する際、
- ・独占的業務において獲得した顧客情報を用いて競争事業者の業務を妨害する営業活動は禁止となっているにもかかわらず、**営業活動(フレッツの勧誘等)を行っていた。**

(平成16年11月22日【NTT東日本】)

認識違いによる
お客様への不正確な対応

- (2) 名義人確認する際、
- ・SBB代理店担当者が116へ電話し、申込みされるお客様に電話を代わったが、116オペレータは電話の相手がお客様に代わったことを確認せず、「名義人確認は、申込みのお客様が自宅から電話をかけないとできない」と回答した。

(平成17年1月19日【NTT東日本】)

フレッツ解約のお客様に
対する不誠実な対応

- (3) フレッツADSLからYahoo! BBへ乗り換えされるお客様が、回線名義人確認とフレッツ解約の申し出の電話をした際、
- ・名義確認後、フレッツ解約申し出の前に電話を切られた。
 - ・再度電話した際にも、解約の受付を拒否された。

(平成17年9月24日【NTT西日本】)

Ⅱ．システム、工事、手続き面等での 非対称性を示す事例

システム・工事・手続き等の障壁が大きい

屋内配線工事取りやめ

○NTT東西・・・引込線工事と屋内配線工事が同日工事可

×他社・・・同日工事は困難

とう道・管路

○NTT東西・・・施設設置負担金・電賃により構築

×他社・・・自前で構築するのは ほぼ不可能

ジャンパ工事

○NTT東西・・・遅くて高い

×他社・・・自前工事できず

コロケーション

○NTT東西・・・手続き不要

×他社・・・調査手続・工事申請手続が必要

ダークファイバ

○NTT東西・・・自社計画に基づき設備設置優先的に利用可能

×他社・・・NTT東西の既存設備に空きがある場合のみ、利用可能

申込み手続き

○NTT東西・・・116を有効活用可、申込手続がスムーズ

×他社・・・複雑な申込手続

電柱利用

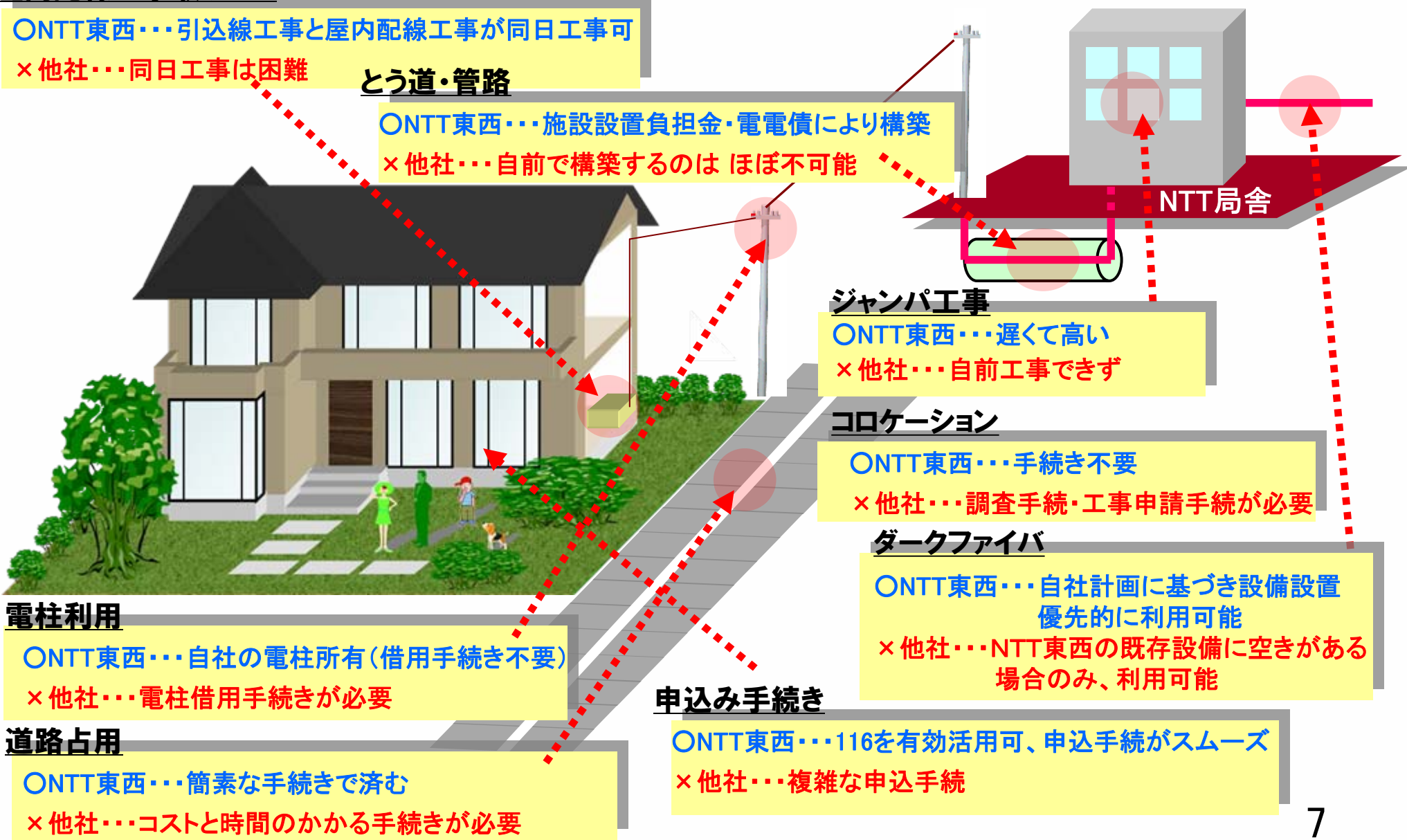
○NTT東西・・・自社の電柱所有(借用手続不要)

×他社・・・電柱借用手続が必要

道路占用

○NTT東西・・・簡素な手続で済む

×他社・・・コストと時間のかかる手続が必要



1. 屋内配線工事の取り止めについて

契約者回線型(Type2)工事の現状

【現在】NTT東西が引込線工事、及び屋内配線工事(※)を同一日に一括実施

⇒ お客様との工事日程調整等が容易

※ お客様宅の屋内配線工事は、Type2に申込みされるお客様宅(ビル)内に、既存のメタル配線が無い場合等に必須の工事。

屋内配線工事を行わないことにすると、NTT東西から通知された(平成17年6月20日)

NTT東西が屋内配線工事を行わない場合の問題点

(1) 顧客の利便性が損なわれる

【理由】引込線工事と屋内配線工事の工事日調整が新たに発生
⇒ 現行のように同一日に工事を行うことが困難

(2) NTT東西は、同一日に工事の一括実施が可能であり、NTT東西と他事業者間に新たな格差が生じる

2. MDF自前ジャンパ工事について

自前工事化の目的

【現状】 MDFジャンパ工事は、NTT東西が実施⇒高い・遅い

⇒ これを自前工事化することにより、
ジャンパ工事を効率よく処理し、**安く・早くを実現**

【NTT東西】自前工事化にあたり、**NTT東西の管理・監督下での工事実施を要求** ⇒ **各種費用の発生**

⇒ **高い・遅い状態のまま**

- ・NTT東西の立会い費
- ・NTT東西の各種システム改修費等

現在

NTT東西の要求を軽減し、**開通期間短縮とコストダウン(⇒顧客利便性の向上)**
を実現したいが、いまだに実現できていない

3. ダークファイバの利用について

NTT東西

- (1) 中継ダークファイバにかかる設備は、NTT東西の設備計画に基づいて設置
- (2) 中継ダークファイバの空き情報を、常に接続事業者より先に知ることが可能

非対称

接続事業者

- (1) 中継ダークファイバの設備計画には、接続事業者の意見は反映されない
- (2) NTT東西の既存設備に空きがある場合に限り、借りられる

※利用予定芯線は、借りられない

→NTT東西に利用予定芯線数の開示を要求したが、事業戦略に係る情報との理由から、開示されなかった

4. コロケーション(電源)について

現状

接続事業者がサービス提供のために NTT局舎内に設備の設置を要望しても、コロケーションスペースが借用できなかつたり、電力が提供されない場合がある

⇒NTT東西がサービス中にもかかわらず、接続事業者がサービス不可の局舎が存在

【具体例】 2006年1月 千葉平川局、徳山周南局

NTT東西

- (1) NTT局舎へ設備構築するため、各種手続きが不要であり、自社設備の構築スケジュールに合わせて、工事の実施が可能
⇒早期にサービス提供可能
- (2) 手続き時の申請内容から接続事業者の事業戦略を把握可能(申請内容を営業戦略へ使用しないとの前提はある)

接続事業者

- (1) コロケーションスペースの借用のために、調査手続き(設置設備報告)と工事申請手続きが必要【手順完了まで合わせて2ヶ月】
- (2) 電力設備はNTT東西が使用する電力の余剰範囲内に限定
⇒十分なサービスが提供できない

非対称

5. 電柱利用について

現状

電柱所有者と電柱非所有者の間には、手続き面、費用面において非対称性が存在

- (1) 光サービス提供のためには、光ファイバの引込線工事を行うため電柱の利用が必須
- (2) 引込線工事自前化のためのルールは存在するが、現実には、電柱非所有者が自前工事を実施するのは困難な状況

電柱所有者 (NTT東西・電力会社)

- (1) 自社電柱に関しては借用手続きが不要
- (2) 柱上に設備を構築するための技術基準を、自社設備に合わせて設定可能
- (3) 電柱非所有者がもっていない情報 (技術やノウハウ等) を持っている

電柱非所有者

- (1) 電柱を借りるための手続きが必要 (電柱の詳細な実態報告等)
- (2) 電柱所有者が設定した様々な基準をクリアするために、工法等の制限を受ける
- (3) 柱上における設備の構築技術や使用物品に関する基準等の情報公開が不十分

非対称

6. 道路占用について

現状

光サービス提供のために新規に道路占用を行う事業者とNTT東西との間には、電柱に設備(光引込線等)を敷設する場合に必要な道路占有に係る手続き面で格差が存在

NTT東西

既存設備が設置されている区間においては、引込線設置に関する新たな占用手続きは不要

一般共架者(接続事業者)

(1) 既存設備がないところに、新たに設備を設置するため、NTT東西と同一区間(NTT東西が手続不要である区間)の設備構築に関しても、新たな占用手続きが必要

(2) 占用手続に係る条件は道路管理者によって異なるため、その手続には時間と費用がかかる

非対称

Ⅲ. その他

1. サービス申込み番号について

現状

お客様が、事業者で電話でブロードバンドサービスをお申込みされる場合の電話番号の桁数に、NTT東西とその他事業者で差がある

NTT東西

覚えやすい3桁番号の利用
⇒営業活動を有利に展開できる

NTT東西のサービス申込み番号
116

接続事業者

覚えにくい10桁等の番号を利用

【Yahoo! BBへの申込み電話番号】

0120-199-820

【Yahoo! BB ADSLへの問い合わせ番号】

0800-1111-820

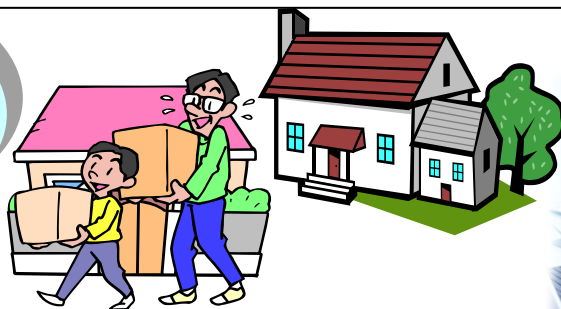
【Yahoo! BB 光への問い合わせ番号】

0120-936-590

非対称

加入電話の営業・問い合わせ窓口である116を利用して、
 フレッツサービスの販売・営業活動・商用告知等を行っている

【旧来】
 (一社独占時代)



引越し・電話移転／各種問い合わせ



問い合わせ
 移転などに不可欠な
 手続き・サポート機能
 問い合わせ対応・手続きサポート



競争の導入

【現在】
 (競争時代)

事業者間の格差の
 もとに



引越し・電話移転／各種問い合わせ
 時に、フレッツ勧誘等の営業活動可能

フレッツサービスの問い合わせ



旧来の機能
 +
 フレッツサービス
 販売促進、営業
 お客様の電話番号情報から、NTT東西以外のADSL回線
 利用者に対してもフレッツサービスの販促を行っている



2. 緊急通報(119番)接続について

直収電話事業者やIP電話事業者の取り組み

【現状】OAB-Jサービスの緊急通報受理機関への接続の義務を満たすため、事業者ごとに、

- (1) 通報用システムを開発(個別システムの構築)
- (2) 各消防機関に、当該システム用の発信地表示用端末を設置

動き

- ① 消防庁主催で、各事業者ごとに各緊急通報受理機関に設置している「位置情報通知システム」の共通化に向けた協議を推進中
- ② **NTT東西の既存固定電話の共通システムへの参加が求められるが、参加不明**

NTT東西が参加しない場合の問題点

NTT東西の既存固定電話用のシステムとの共通化が実現しない場合、二重投資による過大な費用負担がかかる

- (1) 共通化システムが追加的費用となるため、消防機関側のシステム導入が進まない恐れ
- (2) 直収及びIP事業者は、個別システムと端末運用維持の費用負担を強いられる
- (3) 個別システム構築と端末設置の負担は、新規事業者の参入障壁となる
⇒ IP化の促進も妨げられる恐れ

3. NTTによるデジタルデバイドの解消は困難

【例】八丈島へのブロードバンドサービス導入

ダイヤルアップのみでは大変だけど、
採算が悪いのでブロードバンド
が導入されない……



ソフトバンクの孫さんに
お願いして、
ブロードバンド実現！

八丈島ブロードバンド導入経緯

- (1) NTT 自治体よりNTT東に対し、正式にブロードバンド導入を依頼するも、
NTT東は自治体側に数億円の投資負担を要求
- (2) SBB 2003/8/4 八丈島を直接訪問し、**即日Yahoo! BB提供を約束**
- (3) SBB 2003/11/19 2004年4月のYahoo! BB提供開始を発表
- (4) NTT **ソフトバンクBBのサービス開始発表後**、2003/12/3にフレッツ
ADSL、2004/1/16にBフレッツの提供開始を発表
- (5) SBB 2004/3 Yahoo! BB提供開始
- (6) NTT 2004/3にフレッツADSL、2004/4にBフレッツの提供を開始